

Healthcare note

2024 January

医療・福祉分野における外国人人材の活用
＝「技能実習制度」から「育成就労制度（仮称）」へ＝

寄稿: アイブリッジ協同組合
代表理事 佐藤 敏信

目次

1. はじめに.....	2
2. 介護人材を取り巻く状況.....	2
3. 技能実習制度の課題と対策.....	3
4. 新たな制度の概要.....	4
5. 新制度「育成就労制度(仮称)」と監理団体の役割.....	6
6. 送出し国について.....	8
7. おわりに.....	9

1. はじめに

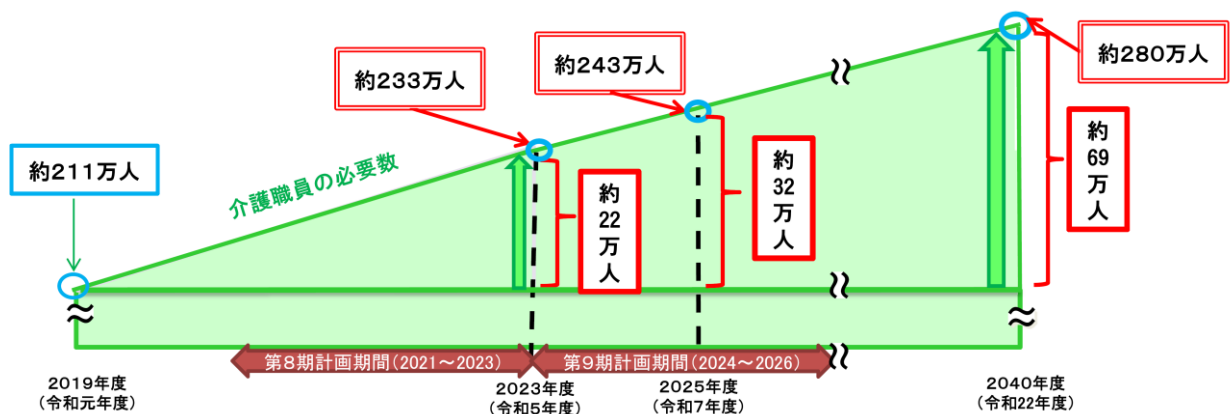
高齢化社会の進展に伴い、医療や福祉分野における介護人材の不足が社会問題となる中、外国人人材の活用が注目され、特に技能実習制度を中心に、大きな成果をあげてきた。その一方で、制度上の課題も明らかになってきており、現行制度を発展・改良させた新たな制度の必要性が指摘されてきた。このような状況下、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下、有識者会議）で検討が進められた新たな外国人人材受入制度においては、「人材確保」「人材育成」を明確に掲げるとともに、人権侵害の解消など、現行制度の課題を合理的に解決する方向性が示されており、今まで以上に効果的に外国人人材の受け入れが促進されていくものと期待されている。

本稿では、外国人介護人材をとりまく現状と課題、新たな制度の概要、およびその活用について提言したい。

2. 介護人材を取り巻く状況

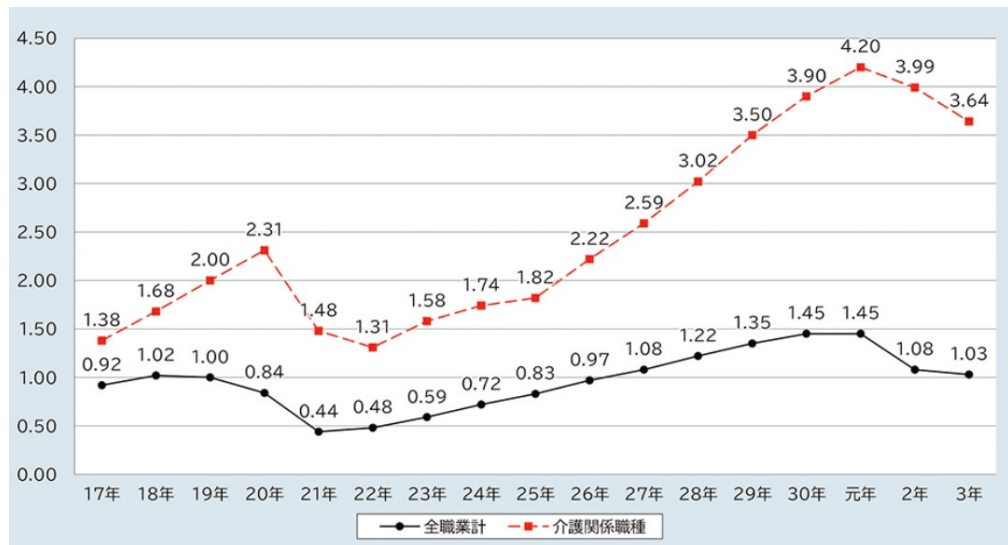
高齢人口の増加に対する生産年齢人口の減少は、先進諸国共通の課題であり、日本においても、介護を支える人材の不足が継続的な課題となっている。今後必要となる介護職員の数については、厚生労働省による第8期介護保険事業計画に基づいた推計が公表されている。これによると、2040年度に必要とされる介護人材は約280万人とされており、2019年度比で約69万人の増加が必要とされている（図表1）。また、介護サービスの有効求人倍率もきわめて高い状態が続いている（図表2）。

【図表1】第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について



(出所) 厚生労働省資料より

【図表 2】有効求人倍率の推移



(出所) 厚生労働省資料より

このような中で注目されたのが、外国人人材の活用であり、2008年の経済連携協定(EPA)に始まり、在留資格「介護」の創設(2017年)、外国人技能実習制度への介護職種の追加(2017年)、特定技能制度の創設(2019年)と、逐次、法整備がなされた。そうした中で、外国人人材に対する期待は一層高まり、特に技能実習生については、在留外国人約300万人中、永住者を除く在留資格で最も多い11%以上を占めるに至った。若くて活力のある人材が多方面で活躍している状況である。

また、医療・福祉分野における介護職種の外国人技能実習生では、介護福祉士試験の合格者も増加傾向にあるなど、人材確保という量的な面のみならず人材育成という質の面でも、成果が表れている。

3. 技能実習制度の課題と対策

一方、前項のように、大きな成果をあげている技能実習制度ではあるが、制度上のひずみや課題も明らかになってきた。例えば、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力する国際貢献としての技能実習制度の位置づけが実態を反映していないとの指摘や、人材育成・技能移転の観点から一定レベルの技能を習得するために原則3年間は同一職種・職場にて実習を行うことが定められていることが、転職の自由を制限する人権侵害ではないかとの批判、不当な待遇や労働環境などが失踪者を生み出す要因となっているのではないかなどの指摘がなされている。

このような状況のもと、主に技能実習制度が直面するさまざまな課題を解決し

た上で、国際的にも理解が得られる制度を目指し、より効果的な外国人人材を適正に受け入れる方策を検討するために、政府の有識者会議（座長：田中明彦 国際協力機構 理事長）が設置され、技能実習・特定技能の両制度の見直しの議論がなされた。

有識者会議の基本的な考え・検討の方向は、制度見直しにあたっての三つの視点（ビジョン）として、以下のように定められている。

- (1) 外国人の人権保護
外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること
- (2) 外国人のキャリアアップ
外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること
- (3) 安全安心・共生社会
すべての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

一方、特定技能制度自体について今回目立った議論は行われていないが、転職を認めていることによる地方からの人材流出などの人材の定着性、転籍時の初期費用の負担、住居確保の際など生活面での支援の必要性など、懸念されている事項も多く、今後検討対象となりうる可能性はあると考える。

4. 新たな制度の概要

新たな制度の法整備に向けては、前項に記載した三つのビジョンを軸に、有識者会議にて多方面から検討がなされた。主な内容としては、

- (1) 当初の目的である、技能、技術または知識の発展途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力する国際貢献としての位置づけから、人材確保、人材育成を目的とした制度とする。
- (2) 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の技能水準の人材に育成する。また、特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続する。
- (3) 転籍は、同一機関での就労が1年超、技能検定試験・日本語能力試験合格などの一定の要件のもとに認める。ただし、同一業務区分に限定する。
- (4) 継続的な学習による段階的な日本語能力向上、就労開始前や資格変更時点の日本語試験の合格義務づけ、日本語支援に取り組んでいることを優良受け入れ機関の認定要件にする。
- (5) 受け入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐの

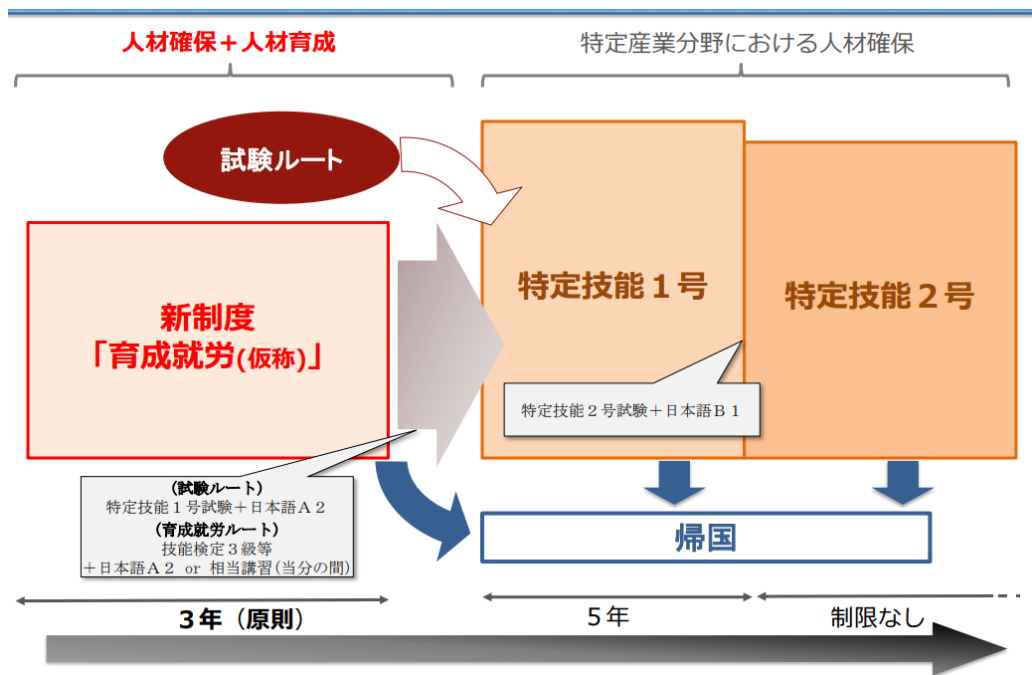
ではなく、特定技能制度における「特定産業分野」に限定する。また、従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一として、一貫して育成・評価できるようにする。

【図表 3】 技能実習制度と新制度（案）の比較

	技能実習制度	新制度（案）：育成就労制度（仮称）
目的	人材育成を通じた国際貢献	人材確保、人材育成
在留期間	最長 5 年	基本 3 年
転籍	自己都合による転籍は、原則 3 年間は不可	要件を満たせば本人意向による転籍も可能 ^(*)
日本語能力	要件なし ※介護職では就労開始前に N4 合格	就労開始前に N5 合格など
職種・分野	移行対象職種・作業 ※特定技能との一貫性ない職種あり	特定産業分野 特定技能と一貫性を担保

(*)：ア 同一の受け入れ機関における就労期間が 1 年超
 イ 技能検定試験基礎級等及び日本語能力 A1 相当以上の試験（日本語能力試験 N5 等）の合格
 ウ 転籍先となる受け入れ機関が、転籍先として適切であると認められる一定の要件を満たすこと

【図表 4】 新制度（案）と特定技能の連携に関するイメージ図



(出所) 法務省資料より

このように、新しい制度は、現在の技能実習制度を単純に廃止するのではなく、有識者会議の検討結果を踏まえ、より良い制度に改正するという方向で最終報告がまとめられ、2024年の通常国会で新制度創設のための関連法案が審議されたのち施行される予定である。また、名称も現在の「技能実習制度」から「育成就労制度」に変更される見込みである。

5. 新制度「育成就労制度（仮称）」と監理団体の役割

今回の制度見直しは、医療・福祉分野においては、既に制度化されている項目も多く、そこで働く介護職種にかかる運用への影響は、他の分野に比べてそれほど大きくないと思われる。例えば、「技能実習制度」と「特定技能制度」のつながりを重視して外国人の技能やスキルの育成を一貫して図ることや、日本語能力に基準や制約を設けることなどは、すでに介護職種においては考慮されている事項である。また、これまで人権侵害と批判されることが多かった「転籍」に関する条件が大幅に緩和されることや、実習生の多くが母国の送り出し機関や仲介者に支払っていた手数料などを日本の受け入れ機関が分担する仕組みの導入などは、実習生の人権保護や労働条件の改善につながっていくことが期待される。

その一方で、受け入れ機関側には、コストをかけて技能を習得させる努力をしても「転籍」されてしまうという問題が生じる。それに加え、以前は、国際貢献の観点から実習生を受け入れる立場であったものが、賃金が上がりず円安も進んだ結果、待遇や働く環境などを改善しないと優秀な実習生が来てくれないという問題もある。これらは、技能実習制度を活用している企業の9割以上を占める中小企業や人材不足に直面している地方の企業にとって、特に深刻な問題となりうる。

これらの課題に対して、監理団体の役割がますます重要になるが、アイブリッジ協同組合としても、法に基づく要件の遵守に留まらず、これまで以上に実習生たちの実習、生活、そして将来への希望をサポートし、一方で実習実施者が優れた人材を確保、育成し、結果として人材の定着を促進していく必要がある。そうした具体的な取り組みの例を以下に挙げる。

(1) 初期費用の負担について

受け入れ機関にかかる初期費用の負担は、均等分割払いとし、経済的負担とリスクの軽減化を図っている。今後、入国者の実習期間内における転籍が認められる場合、この仕組みがないと事態の管理・解決が難しくなると思われる。そのために監理団体の経営基盤や財務体質の健全性はますます重要になると考えられる。

(2) 研修センターの独自運営

組合が持つ経験豊富な専属講師陣が、実習生に合わせた柔軟な講習カリキュラムを提供している。これにより、実践的で効果的なスキルが習得可能となっている。また、実習生が日本での生活を円滑におくることができるよう、買い物・自炊・ゴミの分別などのルールの教育も行っている。また、部屋を借りて研修を行う場合は、賃借条件により一定の制約を受けるが、自営の施設の場合は、滞在期限を厳密に設ける必要がないので、柔軟な入国日や配属日の設定を可能にしている。これにより、実習生は安心して環境に適応することが可能となる。

(3) AJAKAYO^(注)プログラムの提供

日本語・介護の統合学習支援プログラムを無償で提供している。日本語学習では、実習生毎に目標設定が行われ、日本語能力試験 N3・N2 の合格に向けた学習サポートを提供し、言語スキルの向上を図っている。また、介護学習では、社会福祉法人の職員が講師となり、介護福祉士資格取得を目指した専門用語教育を模擬試験の活用などにより実習生の学習をサポートしている。2023 年はこのプログラムを活用した外国人の中から、ミャンマー人 4 名が介護福祉士試験に一発で合格している。

(4) 母国語による相談体制（アイブリッジコール）

実習や日常生活に関する相談事に、勤務時間外でも母国語で対応するアイブリッジコールを提供している。実習生が安心して悩みや問題を相談できる体制としている。

(5) 結核予防の取り組み（結核スクリーニング）

厚生労働省では、日本での中長期滞在予定者を対象に、入国前に結核に罹患していないことの証明を義務づけることが検討されている。アイブリッジ協同組合では、以前よりこの問題に注目し、結核から患者・利用者・入居者・職員を保護するために、結核予防会との連携により胸部 X 線の二重読影を実施している。感染症のリスクを最小限に抑えるための取り組みである。


これらの取り組みは、医療・福祉分野に特化した専門家としての「知識」、第一線で活躍している「経験」に基づくノウハウ、医療・福祉にかける「思い」から成り立っている。したがって、今後の外国人人材の導入においては、このような価値を提供する信頼できる監理団体の選択がより重要になる。

(注) AJAKAYO：アイブリッジ協同組合独自の統合学習支援プログラム
A（ミャンマー語「早く」の頭文字）、JA（JAPANESE の頭文字）、KA（介護の頭文字）、YO（ミャンマー語「学ぶ」の頭文字）を組み合わせています。

6. 送出し国について

外国人人材の活用に関する法整備がより良い方向に進む中、アイブリッジ協同組合では、若年層の人材が豊富なミャンマーの人材を中心に紹介している。結果として、実習施設からも勤労意欲が高いとの評価をいただき、実際に介護を受ける高齢者からも親切との声を聞いており、今後も同国を中心に人材紹介を進めたいと考えている。

【図表 5】 ミャンマーの概要



国名	ミャンマー連邦共和国
面積	約 68 万 km ² (日本の約 1.8 倍)
人口 ^(*1)	約 5,797 万人(2023年推計値)
首都	ネーपीドー (中心都市:ヤンゴン)
宗教	国民の約 9割が仏教徒
公用語	ミャンマー語
年齢中央値 ^(*2)	29歳 (日本 49歳)(2020年推定)
GDP ^(*1)	一人当たり 1,053 米ドル(2022 年)

(出所) (*1) : JETRO より、(*2) : CIA World Factbook より

また、ミャンマー語と日本語は文法が似ているため、単語をあてはめるだけで比較的容易に日本語の文章を作成できる。このことが、言語の理解や習得を助ける要因となり、ミャンマー人は比較的早く日本語が上達する。これは、介護の現場での円滑なコミュニケーションや患者への適切なサポートに寄与している。

これまでアイブリッジ協同組合が実施した面接では、以前にも増して日本語能力試験 N4 に合格している実習生が多くなっている。このことからミャンマーでは事前に日本語の基礎スキルを持っている実習生が多いことがうかがえる。来日後の日本語を多用する環境で迅速なスキルの向上が期待できる。

さらに、ミャンマー人にとって、アニメや映画などの日本文化は非常に人気が高く、日本は安全な先進国として認識されている。最近のミャンマー経済の低迷から海外での就労を志す優秀な若者も多い。ヤンゴン市内には 300 以上の日本語学校があり、学生は 10 万人を超えていると言われている。なお、2023 年 7 月の日本語能力試験 (JLPT) には、約 10 万人の応募者が殺到した。

7. おわりに

医療・福祉分野での外国人人材の活用は、民間の医療法人や社会福祉法人などで進み、その動きが国公立の団体へも広がってきている。また、技能実習生が就労施設の職員と結婚する例も増加している。これらの動向は、外国人人材の受け入れが拡大・深化していることを示しており、今後、外国人人材が、より長期的かつ安定的に日本で就労することが期待されている。

日本の経済的立場が変わり、外国人人材の活用が、国際貢献の位置づけから日本経済を支える仕組みに変化してきていること、また、外国人人材の受け入れがますます一般的になる中で、単なる労働力確保だけでなく、異なる視点やスキルを持つ人々が協力し合い、相互に学び合うことで、経済や社会の活性化に寄与することが期待されている。このような中、アイブリッジ協同組合の経験とノウハウが、今後も外国人人材と受け入れ機関の双方の発展に寄与できればと考えている。

※ 本稿は有識者会議の報告書等に沿って解説したものですが、実際に担当部局が発出する通知においては、内容の一部や表現が変更となる可能性があります。ご注意ください。

<著者略歴> アイブリッジ協同組合 代表理事 佐藤敏信
1983年 山口大学医学部卒業
1983年 厚生省公衆衛生局地域保健課
1987年 学位取得 山口大学医学博士
2008年 厚生労働省保険局 医療課長
2010年 環境省総合環境政策局 環境保健部長
2013年 厚生労働省 健康局長
2014年 日医総研主席研究員/医療政策部長
2015年 久留米大学特命教授（医療政策担当） 日医総研客員研究員
2019年 アイブリッジ協同組合 代表理事

バックナンバー 【2020年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
20.01.27	20-01	地域ニーズを見据えた介護事業戦略 「全世代型」の社会保障アプローチへの転換	編集主幹 市川 剛志 寄稿 富田ケアセンター有限公司 代表取締役社長 山中 祥吉
20.02.25	20-02	PXを用いた患者中心の医療サービス評価 日本および海外における潮流とその背景	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社スーベリア 代表取締役 一般社団法人日本ペイシエント・ エクスペリエンス研究会 代表理事 曾我 香織 東海大学医学部 血液・腫瘍内科 教授 東海大学総合医学研究所 所長 一般社団法人日本ペイシエント・ エクスペリエンス研究会 理事 安藤 潔
20.03.23	20-03	「あをに工房」による要介護高齢者就労の実態と可能性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社リールステージ 代表取締役社長 あをに工房合同会社 代表社員 中山 久雄
20.04.20	20-04	医療ツーリズムと医療の国際化 この10年の変遷から今後を占う	編集主幹 市川 剛志 寄稿 中央大学大学院 戦略経営研究科 教授 多摩大学大学院 特任教授 真野 俊樹
20.05.25	20-05	新たな病院建築・運営に挑む 長崎リハビリテーション病院立ち上げまでの軌跡	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院 理事長 栗原 正紀
20.06.22	20-06	地域連携広報の必要性 「みんなのくらしゅう」と「わが街健康プロジェクト。」の取り組み	編集主幹 市川 剛志 寄稿 公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 地域医療連携部 部長 十河 浩史
20.07.20	20-07	高齢者・がん患者の健康を化粧のちからで支援 ～ 地域共生社会における化粧の役割 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 資生堂 社会価値創造本部 ダイバーシティ&インクルージョン室 エンパワーメントサポートグループ 池山 和幸
20.08.31	20-08	公平な医療サービスの提供を目指して 痛みの見える化の試み	編集主幹 市川 剛志 寄稿 大阪大学大学院 生命機能研究科 特別研究推進講座 MRI 協働ユニット 痛みのサイエンスイノベーション共同研究講座 特任教授(常勤) 中江 文
20.09.28	20-09	ウィズコロナ／アフターコロナの医療法人経営 ～ 医療法人の合併・出資持分承継 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 税理士法人 山田&パートナーズ 医療事業部 山本 竜也
20.10.30	20-10	『足指で健康な体に変えていく』 ～ 機能性シューズでパラダイムシフトを起こす ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 BMZ 取締役社長 高橋 毅
20.11.30	20-11	ウィズコロナの時代の病院経営	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人日本病院経営支援機構 理事長 豊岡 宏
20.12.25	20-12	周産期医療における遠隔医療 ー 遠隔モバイル胎児モニターの実践と胎児モニタリングの歴史 ー	編集主幹 市川 剛志 寄稿 メロディ・インターナショナル株式会社 CEO 尾形 優子 香川大学瀬戸内圏研究センター 特任教授 日本遠隔医療学会 名誉会長 原 量宏

バックナンバー 【2021年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
21.01.29	21-01	コロナ禍における介護事業経営とは	編集主幹 市川 剛志 寄稿 天晴れ介護サービス総合教育研究所株式会社 代表取締役 榑原 宏昌
21.02.22	21-02	なぜ自治体病院は経営的に赤字になるのか？	編集主幹 市川 剛志 寄稿 松阪市民病院 総合企画室 副室長 世古口 務
21.03.31	21-03	救急医療管制支援システム(e-MATCH)の開発について	編集主幹 市川 剛志 寄稿 特定非営利活動法人 ヘルスサービス R&D センター (CHORD-J) ディレクター 大田 祥子 理事長 脇田 紀子
21.04.26	21-04	ICT がつなぐ、あなたの医療と介護	編集主幹 市川 剛志 寄稿 特定非営利活動法人 滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 代表常任理事 本多 朋仁 常任理事 永田 啓
21.05.31	21-05	小規模病院による地域医療課題の解決	編集主幹 市川 剛志 寄稿 医療法人社団守成会 広瀬病院 理事長 廣瀬 憲一
21.06.30	21-06	光免疫療法を基にした楽天メディカル社の医薬品・医療機器開発 — 頭頸部癌における新たな治療選択肢 —	編集主幹 市川 剛志 寄稿 楽天メディカルジャパン株式会社
21.07.26	21-07	救急医療現場から起業した経緯について	編集主幹 市川 剛志 寄稿 国立大学法人千葉大学 大学院医学研究院救急集中治療医学教授 中田 孝明
21.08.23	21-08	外国人介護人材(ベトナム)育成の取り組み ～ 人材育成システムと QMS (Quality Management System) ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会医療法人愛仁会 本部 国際事業統括部長 坪 茂典 富山短期大学 健康福祉学科 准教授 小平 達夫
21.09.21	21-09	新しく救急部門を構築するための戦略 ～ 救急医療は文化であり、システムである ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院 救急科 部長 寺坂 勇亮
21.10.18	21-10	最先端脳科学に基づく次世代脳トレ 認知機能の維持・向上に向けて	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 NeU (ニュー) 代表取締役 (CEO) 長谷川 清
21.11.29	21-11	転倒対策の最前線 ～ 要介護の原因第4位である転倒・骨折から日本人を守る ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 Magic Shields (マジックシールド) 取締役/ユーザー体験責任者 杉浦 太紀
21.12.20	21-12	糖尿病患者の方々の QOL 向上につながる 採血のいらぬ非侵襲血糖値センサー	編集主幹 市川 剛志 寄稿 ライトタッチテクノロジー株式会社 代表取締役 山川 考一

バックナンバー 【2022年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
22.01.31	22-01	デイサービス送迎車の相乗りによる交通弱者支援サービス 『福祉 Mover』	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人ソーシャルアクション機構 代表理事 北嶋 史蒼
22.02.28	22-02	持続可能な介護経営に向けて ～ ショートステイ向けシステムの導入で収益改善 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会福祉法人由寿会 理事 由井 聖太
22.03.28	22-03	ポリファーマシーの副作用発現リスクを評価するツール ～ POLSET の臨床応用と有用性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 コスモス医薬情報 AI 解析研究所 東北医科薬科大学名誉教授 佐藤 憲一
22.04.25	22-04	副作用情報の AI-SOM を用いたビジュアル化と医療現場での有用性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 東北医科薬科大学准教授 川上 準子
22.05.30	22-05	仮想現実(VR)技術がもたらす新時代のリハビリテーション革命	編集主幹 市川 剛志 寄稿 mediVR リハビリテーションセンター (株式会社 mediVR) 理学療法士 北野 雅之 代表取締役 原 正彦
22.06.27	22-06	社会福祉連携推進法人制度の創設について	編集主幹 市川 剛志 寄稿 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
22.07.25	22-07	科学的介護で成果を上げる、実践的な DX システムについて	編集主幹 市川 剛志 寄稿 芙蓉グループ代表 博士(医学) 前田 俊輔
22.08.29	22-08	病院救急車の活用 ～ クローバー搬送システム ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 医療法人篠原湘南クリニック クローバーホスピタル 副病院長 原田 真吾
22.09.26	22-09	子どもの新しい疼痛疾患、小児四肢疼痛発作症とは？ その症状、病態、メカニズムと社会的ニーズ	編集主幹 市川 剛志 寄稿 公益社団法人 京都保健会 社会健康医学福祉研究所 所長 京都大学名誉教授 小泉 昭夫 AlphaNavi Pharma 株式会社 代表取締役 京都大学大学院医学研究科 プロジェクト研究員 小山田 義博
22.10.31	22-10	てんかん PHR 管理アプリ「nanacara」の有用性と可能性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 ノックオンザドア株式会社 CEO 林 泰臣
22.11.28	22-11	AI 診療支援によってもたらされる医療の DX	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社プレジジョン 代表取締役社長 医師 佐藤 寿彦
22.12.26	22-12	最先端低侵襲定位機能的脳手術 切らずにふるえを治療する MR ガイド下集束超音波治療 A to Z	編集主幹 市川 剛志 寄稿 堀 大樹 森山脳神経センター病院 FUS センター 技師長 堀 智勝 森山脳神経センター病院 院長 森山 貴 社会医療法人社団森山医会 理事長

バックナンバー 【2023年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
23.01.23	23-01	地域医療連携推進法人における DX	編集主幹 市川 剛志 寄稿 地域医療連携推進法人 湖南メディカル・コンソーシアム 理事 社会医療法人 誠光会 法人本部 副本部長 藤山 裕之
23.02.27	23-02	人生 100 年時代、科学的根拠のある食品・化粧品素材の開発への挑戦	編集主幹 市川 剛志 寄稿 熊本大学大学院生命科学研究部附属 グローバル天然物科学研究センター 准教授 株式会社 C-HAS プラス 取締役社長 COO 首藤 剛
23.04.28	23-03	医業承継対策と資産運用 ～ 出資持分あり医療法人の承継と金融資産についての考察 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社 事業統括本部長 公益社団法人日本アナリスト協会認定 シニア・プライベートバンカー 税理士 清野 修
23.05.29	23-04	薬局のDX「京都の薬局プロジェクト」から生まれた AIを用いた調剤薬局向け薬剤監査アプリ	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 Geek Guild 代表取締役 尾藤 美紀
23.06.26	23-05	改正を機に改めて考える出資持分の承継と認定医療法人制度	編集主幹 市川 剛志 寄稿 税理士法人山田&パートナーズ 医療事業部 森田 咲子
23.07.31	23-06	先天性無歯症患者の欠如歯を再生する新規抗体医薬品の開発	編集主幹 市川 剛志 寄稿 時田 義人 愛知県医療療育総合センター発達障害研究所 障害モデル研究部門 主任研究員 杉並(村島) 亜希子 公益財団法人田附興風会医学研究所 保健・健康部 客員研究員 喜早 ほのか トレジェムバイオフィーマ株式会社 代表取締役 高橋 克 公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院 歯科口腔外科 主任部長
23.08.31	23-07	健康と病気に関するリスク診断法の開発と応用 — がんのリスク診断を中心に —	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社レナテック・ヘルスケア分析センター 岡本 直幸、清水 拓弥、藤本 俊介、稲垣 精一
23.09.29	23-08	形状記憶合金の特性と医療分野への応用	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人形状記憶合金協会
23.10.30	23-09	進化する次世代医療基盤法による医療ビッグデータの活用	編集主幹 市川 剛志 寄稿 内閣府 健康・医療戦略推進事務局
23.11.27	23-10	ソーシャル・コンピューティング :新しいリアルワールドのエビデンスの活用	編集主幹 市川 剛志 寄稿 荒牧 英治(あらまき えいじ) 奈良先端科学技術大学院大学 教授
23.12.25	23-11	在宅医療を取り巻く課題と医師の働き方改革	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 あんしんサポート 代表取締役 古賀 功一

本資料に含まれる情報もたらす一切の影響、本資料の内容に関する正確性、妥当性、法務上のコンプライアンス等につきましては、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはその責を一切負いません。本資料中の記載内容における各種法令・規則等は随時改定されますので、あくまでも参考資料としてお取り扱いください。また、記載内容における法令・規則及び表現等の欠落・誤謬などにつきましては、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはその責を一切負いません。本資料は、お客様が経営判断を行うに際して参考となると考えられる情報の提供を目的としたものです。経営判断における最終意思決定はお客様自身で行われるものであり、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはこれに対する意見または判断を表明するものではありません。本資料のご利用に際しては、弁護士、公認会計士等にあらかじめその内容をご確認ください。

Healthcare note No. 24-01

2024年1月29日発行

【発行者】 新井 智己

【発行】 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社
〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル20F
<https://www.nomuraholdings.com/nhs-a/>

【編集主幹】 市川 剛志

【編集】 山本 真悟／庄司 匡／村田 幹子

NOMURA
NOMURA HEALTHCARE